

令和7年6月12日

皆様へ

株式会社多摩川九州
福岡県福岡市早良区西新 6-9-30
TEL:092-832-6060 FAX:092-203-7070

【再生可能エネルギー発電設備所有者変更に伴う再エネ特措法における事前お知らせ】

拝啓

平素よりお世話になっております。

現在、豊前市八屋 2601-10 E に設置されております 2023 で年 11 月 25 日より稼働中の太陽光発電システムを弊社が所有予定にしております。つきましては「再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法」に基づきご案内させていただきました。本件につきましの概要は下記をご参照ください。また、質問等ございましたら下記記載の連絡先へお願い致します。

皆様のご理解を賜りますよう宜しくお願い申し上げます。

敬具

記

【太陽光発電設備】

認定申請事業者：株式会社多摩川九州

発電設備種類：太陽光発電設備 低圧電源

設置形態：野立設置

発電設備名称：豊前 E 発電所

発電設備出力：49.2 k w

設置住所：豊前市八屋 2601-10 E

災害時の活用可能性：パワーコンディショナーの自立運転機能はありません及び給電用コンセント無し

関係法令遵守について「再生可能エネルギー発電所に係る関係法令手続状況報告書」及び関係条例に関して認定申請要件許可のエリアではない為該当しません。

発電所設置場所に係る土地賃借権その他の使用権原取得済み。

設置工事は譲渡により既設済み、運転開始 2013 年 11 月 25 日より稼働中

予定保守点検責任者 株式会社 S K Y メンテナンス

代表取締役福永節也

福岡県福岡市早良区西新 6-9-30-103 TEL:092-407-0795

【事業の影響と予防措置】

1 安全面の影響及び予防措置

- ・斜面への設置はありません・防災施設の先行設置は既設の為設置はありません。
- ・盛土、切土は本事業電は行いません・排水対策エリアに該当しません
- ・地盤強度は傾斜、盛土、切土の予定はなく事業への影響はありません
- ・法面保護、斜面崩落防止エリアに該当しません
- ・設備設置は基礎及び上部構造で想定された地震、台風時の風圧荷重に対して十分な耐力を有し、かつ有害な沈下、傾斜などを起こさない設備設計としている
- ・施工後の管理の継続性は保守点検及び維持管理を保守点検責任者に任せ、定期的な設置場所の現地確認を行い、設置場所や周辺的安全確認を行い記録として保管しておく
- ・事業終了後は、設備(工作物)をすべて撤去し、土地を更地(原状回復)にします

2 景観面の影響及び予防措置

- ・景観に影響を与える客観的要素(再エネ発電設備の高さ、敷地境界線から設備までの距離、山頂・尾根線・丘陵地稜線、高台、傾斜地への設置)該当しません
- ・景観保護を目的とした予防措置等が規定されているエリアに該当しません

3 自然環境・生活環境面の影響及び予防措置

- ・騒音、振動は既設の為該当しません
- ・水の汚れ濁りは一般排水溝の設備あり影響はなし
- ・反射光の影響が大きい施設等が存在せず、反射光等の影響はありません
- ・雑草の繁茂は除草剤を適度にまき周辺地域の住民の皆様の迷惑とならないように予防措置を講じます
- ・風車の陰による日照阻害/温泉への影響/蒸気の噴出/流量等への影響/燃料保管、運搬等に伴う生活環境への影響/大気環境及び水環境への影響/生物の多様性の確保及び自然環境の体系的保全は本事業では該当しません

【再エネ発電事業に伴い生じ得る廃棄物の撤去などについて】

廃棄費用総額：270 万円程度

廃棄費用の算定方式：パネル、架台、基礎等の撤去費 16,500/kw

パネル、架台、コンクリートガラ等廃棄費用 22,000/kw

原状回復 80 万程度

廃棄費用の積立開始時期：調達期間終了日から起算して 10 年前の日以降、最初の検針日

廃棄費用の積立終了時期：調達期間終了日

廃棄費用の毎月の積立単価：解体積立基準額 おおよそ 1.68/kWh

太陽光パネルのメーカー名、製造期間及び各含有率

メーカー名：Renesola

パネル型番：JC255M-24/Bb

製造期間：2011 年 1 月～2020 年 11 月製造終了

鉛：0.1wt%未満 カドミウム：0.1wt%未満 ヒ素：0.1wt%未満 セレン：0.1wt%未満

設置及び解体工事に伴って発生する産業廃棄物の種類、排出見込量

太陽光パネル 3.92 t スクラップ 2.94 t コンクリートガラ 18.6 t

排出見込量 25～35 t 程度

- ・廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和 45 年法律第 137 号)等の関係法令への遵守体制等
廃棄物の排出を制御し、および廃棄物の適正な分別、保管、収集、運搬、再生、処分等の処理をし、並びに生活環境を清潔にすることにより、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図ります。
- ・土地開発に係る許認可等に基づく、発電事業終了後の土地の原状回復義務は許認可のエリアに該当しておりません

周辺地域の住民の皆様へ

【質問募集フォーム】

募集期間：令和 7 年 6 月 16 日 ～ 令和 7 年 8 月 8 日

新事業者：株式会社多摩川九州 代表取締役福永節也

住 所：福岡県福岡市早良区西新 6-9-30

電話番号：092-832-6060

HP アドレス：<https://www.tmq.jp>

担当 戸田 M A I L：t_t_chi_t_t@yahoo.co.jp

受付時間：平日 9：00-17：00

ご質問等ありましたら、上記メールアドレスへお問い合わせをお願い致します。

再エネ特措法における事前お知らせ資料等は、株式会社多摩川九州の HP 上でご確認いただけます。